

高物価のもとで全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ国や県に対して要望していただくとともに、一刻も早く物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給1500円以上の諮問、決定を求める意見書

今日の異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定の諮問に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは、生活困窮世帯や女性・青年層の、時間給で働く労働者・県民にとって、生活を維持するために絶対に必要であり、最も緊急を要する課題と言えます。当然のことですが、現在、最低賃金での収入により生活を営んでいる人々にとって、高物価のもとでの暮らしは生活そのものの大きなレベルダウンによってしのぐほかはなく、もともと最低レベルな生活水準を余儀なくされているわけですから、もはやこれ以上に引き下げることには限界があり、その救済の手立ては最低賃金が増えることのほかにはありません。

2023年（令和5年）6月23日に、総務省が2020年基準の全国の消費者物価指数を発表しています。それによれば、全国2023年5月分の概況は、(1) 総合指数は2020年を100として105.21、前年同月比は3.3%の上昇。(2) 生鮮食品を除く総合指数は105.0、前年同月比は3.3%の上昇。(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は104.4、前年同月比は4.2%の上昇となっています。21カ月連続の上昇で、高水準での推移が続きます。

食品といった生活必需品や宿泊料の値上がり全体を押し上げ、物価上昇の品目も増えました。電気料金は大手電力7社で15%余りから43%余りの大幅値上げが認可されました。食料品など生活必需品の高騰は、とくに低所得層への大きな打撃となり、NPOなどによる学生や市民に対する食糧支援が一定とりくまれ広がっていますが、原資不足などによる限界もあり、根本的な解決にはなっておりません。同日に発表された名古屋市消費者物価指数（2023年5月分）の結果の概況は、総合指数(2020年(令和2年)=100)は105.4となり、前年同月比3.5%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は105.1となり、前年同月比3.4%の上昇。生鮮食

品及びエネルギーを除く総合指数は104.5となり、前年同月比4.3%の上昇、となっています。

以上の最新統計データによれば、名古屋市の消費者物価上昇指数は、私たちが昨年来指摘してきたように、依然として全国の水準を上回って上昇していること、そして前年同月比の指数は今年の12月分に比べれば上昇率は鈍化しているものの、依然として今年の愛知県の地域最低賃金額の引き上げ率3.2%を上回っている事実がわかります。

また、厚生労働省が本年6月6日に公表した4月の毎月勤労統計（速報）によると、実質賃金は前年比3.0%低下となり13カ月連続で減少し、マイナス幅も3月の2.3%から拡大しました。現金給与総額が同1.0%伸びたものの、消費者物価指数（CPI）が前年比4.1%上昇し、3月の3.8%からプラス幅が拡大した影響が響いたと言えます。

賃金上昇が物価高騰にまったく追いついていない状況はさらに深刻になっています。なお、2023年春闘での賃上げ効果も大企業を中心として限定的と言わざるを得ません。

実際に労働者の生活実態は深刻です。「食事は1日1回、しかも昼におにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦労している。生鮮食料品なども高騰しているの、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の分まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がちよくちよく起こる」等々、非正規のひとびとを中心に、生活の苦しさに対する極めて深刻な悲鳴の叫びが上がっています。

このような状況は「人間らしい、まともな生活」ができない事態となっており、「健康で文化的な最低限度の生活」をいとなむことができないということです。このような貧困の深まりによって引き起こされていることが、憲法25条にうたう生存権の侵害であるならば、それをただし「文化的な生活」を国が保障する責務があるということは当然です。

愛知県最低賃金を一刻も早く改定して、物価高騰を大幅に上回る水準の引き上げを実現し、非正規労働者、女性・青年をはじめとする時間給で働く県民のいのちと健康、暮らしを守り、生活安定、福祉向上に資するべきです。今こそただちに国、および行政としてなしうること、なすべきことをおしすすめ、労働者県民の生活困難を救済し、生存権を保障する責務を果たす時ではないでしょうか。

そのためには、本年の愛知地方最低賃金審議会においては、例年の審議スケジュールにこだわらずに10月1日施工よりも早くに前倒ししてでも、大幅な改定額の諮問と決定をおこなっていただくことが必要です。

愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。

審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

さて、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会が、7月12日に開かれ、労使双方の委員が今年度の改定について基本的見解を示しました。労働側は物価上昇を考慮した引き上げと、最大219円に上る地域間時給格差の金額差の縮小を主張しました。使用者側は引き上げを認めつつ、データ重視の慎重な審議と、労務費上昇分の価格転嫁促進など「支払い能力」を高める国の施策を求めました。

労働側は、仁平章委員（連合総合政策推進局長）が「物価上昇に賃金が追い付いていない。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持向上の観点から実質賃金を強く意識した議論が必要」と主張しました。各委員も、現行水準では生活維持が困難なことや、最低賃金と平均賃金の中央値との比率が経済協力開発機構（OECD）諸国の中で低位にあること、有効求人倍率など雇用指標が堅調であること、地域間の金額格差の縮小が必要であること、労務

費上昇分などの価格転嫁を促す国の「パートナーシップ構築宣言」拡充などを主張しました。

使用者側の新田秀司委員（経団連労働政策本部長）は「賃金上昇率の結果や人材の確保・定着の観点から今年度の最低賃金を引き上げることの必要性については十分理解している。地域間格差の是正が求められていることも認識している」と発言しました。一方、小企業の直近の賃金上昇率を重視する姿勢を示し10月1日発効を前提としたスケジュールに捉われず審議を尽くすよう求めました。

他の委員も、価格転嫁の促進など中小企業の支払い能力を強める国の施策を求めました。

厚生労働省は毎年、30人未満の小企業の賃金改定状況調査を行い、6月の賃金について、前年同月比の上昇率第4表を示しています。連合福岡最賃対策委員長として、地方最低賃金審議委員を9年間務めた方からは、最低賃金の審議では、その数値が長らく引き上げの重しになってきた、と述べています。

労働組合もない、最低賃金の金額に張り付いている零細企業の調査結果をもとに、いくら審議会でも協議しても、格差是正となる答申にはなりえないことは明らかです。

その第4表では、今年度のCランクの賃金上昇率は2.1%しかありません。仮に旧Cランクの加重平均897円に乗じると引き上げ額は19円しかありません。

岸田政権が目指している全国加重平均1000円到達には最低でも31円必要だが、それさえも遠く及びません。

2000年代以降、春闘はベアゼロ、低額ベアが続き、第4表の賃金上昇率は0～1パーセント台で推移しました。日本の最低賃金が先進国の中で国際的に大きく立ち遅れ、近年政府が介入せざるを得なくなるまでは第4表が毎年の最低賃金の改定に大きく作用してきました。

この仕組みは、最低賃金法9条が定める最低賃金の決定原則（(1)労働者の生計費(2)地域の賃金(3)事業の支払い能力）にもとづくこととされます。これが、使用者側が毎年、引き上げをけん制するよりどころとなってきました。

しかしながら、最低賃金は、「(2)地域の賃金」を見るならば、大企業、中堅企業の賃金水準、全産業の平均的な賃金水準、そして労働組合のある企業での賃上げ率と額を参考資料として十二分

に参照し、さらに「(1)労働者の生計費」については、少なくとも労働者の平均的な生計費、さらには最低生計費試算調査結果」を根拠として審議すべきであり、ILOの最低賃金の原則にもとづいて、生計費を土台にすることが不可欠です。事業の支払い能力は、国の責任において削除すべきであり、そのために中小企業への直接支援策を実施すべきです。そして、先進国の最低賃金水準も参考資料として審議すべきです。

繰り返しますが今年は、物価高騰が止まらない中で、最低賃金の引き上げは極めて切実です。時給1500円以上への引き上げと、219円もの違いがある地域間格差をなくすることが急務です。

昨年10月からの最低賃金は、全国加重平均で時給961円。愛知県は986円です。両方も月150時間のフルタイム並みに働いても年収170万円台にしかならず、ワーキングプアの水準で、社会にうるおいやゆとりではなく、貧困と格差の再生産しかもたらしません。

コロナ禍以降、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。米ワシントン州は2195円、オーストラリアは1965円、フランスは1690円と、日本をはるかに大きく上回っています。現在の日本の最低賃金加重平均961円は、すでに韓国の現行962円を下回っています。さらに7月19日、韓国の2024年の最低賃金は23年比2.5%増の時給9860ウォン（約1080円）に決まりました。足元の為替レートで比較すれば東京都の現行の最低賃金（1072円）をも上回るようになります。

地域間の格差も深刻で、最低賃金の最高額の東京都の1072円と青森など10県の853円では、219円という2割ほどの差がついています。しかし、各地方でおこなわれてきた「最低生計費調査試算結果」によると、最低生計費は全国どこでもほとんど差がありません。都市は住居費が高いものの、地方は自動車を利用する人が多く、その維持費などがかかるためです。

全労連や愛労連、そして私たちは、長らく、地域間格差の解消に向けて「全国一律最低賃金制度」を実現するための法改正を求めてきました。日本弁護士連合会も「目安制度に代わる抜本的改正案として、全国一律制実現」を会長声明（4月14日）で求めました。

労働運動総合研究所(労働総研)は本年2月、時給1500円未満で働く全国の労働者（官公庁の

非正規雇用の職員を含む) 2823万人の時給を1500円に引き上げた場合の経済に与える効果を推計しました。その場合、国内生産額は17.9兆円引き上がり、新たに106.6万人の雇用が生まれ、国内総生産(GDP)が1.9%上昇するとしています。

一方、最低賃金の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知では政策要望はおこなわれていません。

最低賃金の大幅引き上げは、上記のように経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し最賃制度を全国一律とし、かつ中小企業に対する直接支援政策の要望をおこなってください。具体的には、最近、自由民主党からも声が出ている500兆円にも及ぶ大企業の内部留保への時限的課税による財源などで、社会保険料減免や各労働者の賃上げに届く直接的支援を抜本的に強化することです。

7月15日、全労連、全労協など7労働団体でつくる実行委員会はJR新宿駅周辺で「サウンドデモ」をおこないました。観光客や買い物客でにぎわう新宿の街を、音響機材を積んだトラックが軽快な音楽を流してデモを先導しました。参加者がコールに合わせて「最低賃金1500円!上げろ」と声を上げると、沿道からは声援が起きました。

このデモには、全国ユニオン(連合)加盟の東京ユニオンも初参加しました。関口達矢事務局長は「政府のいう全国加重平均1000円では足りない。1500円への大幅引き上げが必要」と語りました。男女間賃金差別是正の運動に長年とりくんできた全労協柚木康子元常任幹事は「最賃の問題は女性の低賃金の問題でもある。最賃を大幅に引き上げなければ男女間の賃金格差は改善しない」と強調しました。全労連の黒澤幸一事務局長は、沿道を歩いていた若者がデモに飛び入りで加わるなど、共感が多く寄せられたと述べ「30、40円の引き上げでは生活できない。100円、200円引き上げの議論を求める」と語りました。

こうしたことから、物価高騰が引き続き激しく進行する状況から見て、改めて、愛知県の最低賃金を、ただちに1500円以上に引き上げ、全国一律制度に法改正することを求めます。

さらに、中央最賃審議会も「公労使三者が集まって議論をおこなう部分については公開が適

当」と報告しています。こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。

密室でおこなわれる闇に閉ざされた審議であっては県民の理解が得られません。十分な協議が重ねられるべき審議において、愛知地方最低賃金審議会の議論時間の短さも明らかとなっています。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。

さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず（公益委員の主導で専門部会の公開など民主化が図られている）鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。

ぜひ、今年も最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

記

- 一、 愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1500円以上への大幅引き上げの改定額の諮問をおこってください。
- 二、 最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素における支払い能力を、行政の責任において中小企業への直接支援をおこなうことにより、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、愛労連が過去におこなった「最低生計費試算調査結果」を参考資料として

審議してください。

- 三、 最低賃金法を、現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください。
- 四、 中小企業への抜本的財政支援措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを、国や県に対して要望してください。
- 五、 愛知地方最低賃金審議会において公益・経営・労働の三者がおこなう専門部会の審議をただちに公開とし、その議事録の全面公開をしてください。小委員会についても、これに準じて公開してください。
- 六、 愛知地方最低賃金審議会の審議において、幅広い労働者の意見陳述をただちに実施してください。

以 上

2023年7月25日

所在地 〒460-0005 名古屋市中区東桜2丁目22-15
いずみビル4階 401

団体名 第99回栄総行動実行委員会
代表者 実行委員長 牧野 浩

所在地 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館405

団体名 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部
代表者 執行委員長 國村 忠文

所在地 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館402

団体名 J M I T U 愛知地方本部 愛知支部
代表者 執行委員長 平田 英友

所在地 〒498-0011 愛知県弥富市荷之上町六十人495番地13
団体名 障害者労働組合
代表者 組合員 後藤 陽司

愛知地方最低賃金審議会 御中